

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2007～2010

課題番号：19520077

研究課題名(和文)〈暴力〉の社会思想史的研究

—ゲヴァルト／ヴァイオレンスの二分法を超えて

研究課題名(英文) A Study on Social Philosophy of Violence

: Beyond Dichotomy between Gewalt and Violence

研究代表者

上野 成利 (UENO NARITOSHI)

神戸大学・大学院国際文化学研究所・教授

研究者番号：10252511

研究成果の概要(和文)：ゲヴァルト(主体の支配・統御に関わる暴力)とヴァイオレンス(主体の統御を超えてほとぼしる暴力)がどう絡みあっているかについて、本研究では主にC・シュミットの〈主権〉論、M・ホルクハイマー／Th・W・アドルノの〈ミメシス〉論等を手がかりに検討した。その結果、水平的で互恵的な近代の社会関係のなかから包摂／排除の〈暴力〉が生み出されるとみるCh・テイラーの〈社会的想像〉論が、一定の理論的有効性をもつことを確認することができた。

研究成果の概要(英文)：This study has examined the interwoven relation between “Gewalt” and “violence”, with reference to Carl Schmitt’s concept of “sovereignty”, Max Horkheimer & Theodor W. Adorno’s concept of “mimesis” and so on. Finally it has confirmed that Charles Taylor’s concept of “social imaginary”, which focuses on the violence of inclusion/exclusion created by the horizontal relation of modern society, has a certain theoretical validity.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2008年度	500,000	150,000	650,000
2009年度	800,000	240,000	1,040,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
年度			
総計	3,100,000	930,000	4,030,000

研究分野：社会思想史

科研費の分科・細目：哲学・思想史

キーワード：暴力、ミメシス、批判理論、社会哲学

1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究を開始するまでの数年間、研究代表者は〈暴力〉にかんする社会思想史的・社会哲学的な研究に精力を傾けきた。そしてその成果は単著『暴力』(岩波書店、2006年)として、ひとまず上梓することができた。本研究はそれをふまえて、この〈暴力〉という主題について、さらに掘り下げをめぐりて構想された。

(2) 〈暴力〉という主題はきわめて大きな拡がりをもっており、何らかの分析視角を設定することが不可欠である。拙著『暴力』ではさしあたり、(a)ある主体が別の主体を意のままに支配・統御し、しかもそうした支配・統御が正統とみなされる力(独語でいうGewalt)、(b)人間主体の統御を超えてほとぼしり、それゆえ主体自身には意のままに統御

しえない力（英仏語でいう violence）という二つの局面に分けて〈暴力〉を位置づけた。ただし、この二つの〈暴力〉はかならずしも互いに無縁ではなく、むしろ何らかのかたちで絡みあっているというべきだろう。たとえば近代政治学の始祖ホブズは、統御不可能なヴァイオレンスの荒れ狂う「万人の万人にたいする闘争」として「自然状態」ととらえたうえで、そうした相互暴力の無限昂進を断ち切るために、万人に強制力を行使しうる絶対的で正統的な権力を創出しなければならぬと考えた。この権力こそゲヴァルトにほかならない。このように統御不可能なヴァイオレンスを手なずけ、これをゲヴァルトの内部へ回収するところから、近代の政治の文法は始まったといえる。

(3) しかし従来、〈暴力〉という主題にかんしては、政治学の分野ではもっぱら統治や支配といったゲヴァルトをめぐる問題系だけに焦点が当てられる一方、ヴァイオレンスをめぐる問題系は生物学的・生命論的な言説へと放擲され、あるいは生物学的な議論をそのまま政治的・社会的な場面に延長するような素朴な言説（たとえば社会ダーウィニズムや社会生物学）が前景化されてきた。このようなゲヴァルト／ヴァイオレンスの二分法をあらためて問いなおし、両者の絡みあいの場面に問いを差し戻すこと、これが拙著『暴力』の基本的な問題設定であり、本研究が出発点に置いた分析視角だった。

2. 研究の目的

(1) 本研究の目的は、ゲヴァルト（主体の支配・統御に関わる暴力）とヴァイオレンス（主体の統御を超えてほとぼしる暴力）という〈暴力〉の二つの側面に着目し、この両者がどのように絡み合っているのかを検討することにある。

(2) 上記の研究目的をより分節化していえば、〈暴力〉という主題について、以下の三つの観点から、社会思想的・社会哲学的な検討を加える、と言い換えることができる。

- ① ゲヴァルトを軸とした暴力論（たとえば C・シュミット、G・アガンベンらの「主権」論）を、「主権と暴力との絡みあい」という観点から検討する。
- ② ヴァイオレンスを軸とした暴力論（たとえば「異性愛的主体」モデルに依拠するフロイトの精神分析理論）を、「主体と暴力との絡みあい」という観点から検討する。
- ③ ミメーシス（模倣衝動）を軸とした暴力論（M・ホルクハイマー、Th・W・アドルノらの議論）を、「模倣と暴力との絡みあい」という観点から検討する。

3. 研究の方法

(1) ゲヴァルトを軸とした暴力論の検討。
20 世紀の暴力論の古典である W・ベンヤミン「暴力批判論」（1921 年）は、近代の主権モデル批判という含意をもっている。あるいはベンヤミンに加えて、「主権者とは例外状態で決断を下す者である」という C・シュミットの命題をも下敷きにしながらか主権モデルの分析を試みた、G・アガンベン『ホモ・サケル』（1995 年）についても同じことがいえる。だが主権の謎を解き明かそうとするこうした試みは、逆説的にこのモデルを跡づける効果をもつてもある。ベンヤミンが暴力を根絶する至高の暴力（神的暴力）を構想するとき、現に存在するのは別の「主権」（至高の権力）を打ち立てるといふ議論に近づいてしまうもの（J・デリダ『法の力』1994 年）、主権モデルの呪縛力を示唆していよう。本研究では、M・フーコーらの主権モデル批判なども視野に入れながら、シュミットやアガンベンらの「主権」論を批判的に再検討する。

(2) ヴァイオレンスを軸とした暴力論の検討。
ベンヤミン的な議論の枠組みではヴァイオレンスをめぐる問題系が棚上げされてしまうが、この問題系を無視して〈暴力〉を論じることが不可能であろう。本研究では、生物としての人間にそなわる統御不可能な暴力（ヴァイオレンス）をめぐるこれまでの議論の系譜について、最低限必要な範囲で検討を加えてゆく。とりわけ重点が置かれるのは、フロイト的な問題構成の再検討である。実際そこで想定されている「異性愛的主体」モデルについては、J・ベンジャミンや J・バトラーをはじめとする現代の理論家たちから仮借なき批判にさらされてもいる。本研究では、こうした現在の理論的到達点にも十分に目を配りながら、〈主体と暴力〉の問題圏について掘り下げて検討を加える。

(3) ミメーシスを軸とした暴力論の検討。
ゲヴァルトとヴァイオレンスとの絡みあいを解明することをめざす本研究がとくに着目するのが、ミメーシス概念である。〈ミメーシスと暴力〉という主題はこれまでもっぱら R・ジラール流のスケープゴート論的な枠組みで了解されてきた観があるが、しかしそこにはベンヤミンらの場合と同じく主権モデルを跡づけるような性格がまわりついてもいる。一方、これはホルクハイマー／アドルノの議論において中心的な位置を与えられた概念でもあるが、それはフロイトの欲動理論を踏襲する側面、R・カイヨワの擬態（ミミクリ）理論を踏襲する側面、そしてとくにアドルノの場合は美学・芸術学の用語法を踏襲する側面など、一つの枠組みで容易に括れない拮抗をもち、それゆえ論争的な概

念でもある。本研究ではアドルノらのミメシス論に着目し、近代的な主体／主権モデルを相対化する手がかりをそこに探っていく。

4. 研究成果

(1) 当初の計画では、ゲヴァルトにかんする議論、ヴァイオレンスにかんする議論をそれぞれ広く渉猟し、そのうえで最終的に両者の交錯する場面について、ミメシス概念を手がかりにして検討することを企図していた。しかし結果的にいえば、当初の目論見どおりに研究が順調に進捗したとは言い難い。ゲヴァルトにかんする議論（とりわけC・シュミットの主権論）の検討に大きな労力が割かれることになり、ヴァイオレンスを軸とした暴力論の検討に十分なエネルギーを注ぐことができなかつたからだ。一方、当初の目論見ではかならずしも想定されていなかったが、研究の進展のなかで新たに浮上してきた重要な問いもある。近代社会が進展するなかで、「近代」特有の〈暴力〉が登場してきたのは、いかなるメカニズムによるものなのか、という問いがそれである。これについては主にチャールズ・テイラーの議論を手がかりにしながら検討を加えることになった。

(2) まずはゲヴァルトを軸とした暴力論、とりわけ「主権」概念にかんする検討の結果について記すことにしたい。この観点から現在、とくに注目されているのは、近代の「主権」概念を真っ向から批判するA・ネグリ／M・ハートの議論である。ネグリらによれば、グローバル化が加速して「主権」の枠組みが揺らぐとともに、マルチチュード（雑多な人間の群れ）の存在が前景化するようになるという。ところがネグリらは一方で、今度は新たに「グローバルな主権」としての「帝国」が成立するとし、「主権」概念をみずから引き受けてしまう。ここにはある種の理論的な混乱が認められる。ここで重要なのは、グローバル化と「主権」概念とは互いに矛盾するわけではないという点である。むしろ「主権」はそれほどまでに深く近現代の社会理解に根を下ろしているということが、あらためて問題となってくるといえる。

(3) これをふまえて本研究が検討の俎上に載せたのは、C・シュミットの「主権」概念とG・アガンベンによるその解釈である。シュミットが分析したように「主権」とは人間の包摂／排除を遂行する審級であり、「政治的なもの」はこうした「主権権力」によって規定される。これがアガンベンの議論の要諦である。しかし本研究によって確認できたのは、シュミットのテキストそのものは多層的な解釈の幅をもっており、かならずしもアガンベンの図式にすっきり収まるものではないが、同時にアガンベンのような解釈を強く呼び込む側面をもはらんでいる、ということである。こうしてシュミットの議論を精査することが、本研究にとってきわめて大きな課題となり、研究期間の相当部分をシュミットの「主権」概念の検討に割くことになった。

(4) 周知のようにシュミットは、「政治的なもの」の核心には「闘争」がある、とみていた。そうした「闘争」は原理的には、「社会」のさまざまな水準で生じうるだろう。ところが『政治的なものの概念』（1932年）のシュミットは、「闘争」の場面を「主権国家」間に限定してしまう。このように「闘争」の場面を最終的に「社会」から放逐した点に、彼の議論の大きな問題がある、といわねばならない。しかもシュミットの議論には、近代の「主権」的な空間の根底に「友／敵」の対立を措定しつつも、それを駆動させる主体の心的機制の分析が欠けていた。

(5) 一方、ホルクハイマー／アドルノの『啓蒙の弁証法』（1944年）に認められるのは、主体のミメシス的欲動が異他なるものを外部へ排除し（ヴァイオレンス）、これによって共同体内部の支配 - 被支配関係（ゲヴァルト）が成立する、という理路である。ここにはシュミットに欠けていた主体の心的機制の分析が、たしかに組み込まれている。しかしホルクハイマー／アドルノの議論の枠組みは、歴史超越的な性格が強いものだった、といわねばならない。この場合、人間的営為がそもそも暴力に起因するという構図に回収され、たとえば「近代」に固有の暴力を分節化することが困難になりかねない。こうして、あらためて「社会」の場面に視線を差し向け、「近代」の社会秩序そのものがいかにして〈暴力〉を生み出すのかという問いが、本研究の次なる課題として浮かび上がってきた。

(6) 以上の検討作業をふまえて、本研究はCh・テイラーの〈社会的想像〉論に着目することにした。テイラーの議論はゲヴァルトを論じるうえで本研究に小さくない修正を迫る論点を提供してくれるものだった。すでに述べたように本研究の出発点にあったのは、ホブズの議論の枠組みである。つまり、統御不可能なヴァイオレンスを手なずけ、これをゲヴァルトの内部へ回収するという、ホブズの定礎した主権国家の図式を、近代の政治にとって決定的な枠組みとみなしたのだった。しかしテイラーによれば、ばらばらの個人からいかにして社会秩序をつくりあげるかというホブズ的な問いが、近代の政治的な問いのすべてではないという。テイラーが重視するのはむしろロックの議論である。ロック

は自由で平等な存在として個人を想定すると同時に、そうした諸個人が互恵的な秩序を形成することを強調する。テイラーによれば、西洋近代の社会秩序を根底で支えているのは、このように人間を互恵的な秩序のなかで協調する存在とみなす道徳的・精神的な観念にほかならない。

(7) テイラーの〈社会的想像〉論に即していえば、人は自分の生きている社会的秩序のありかたを何らかのかたちでつねに想像して生きている。そうした秩序のイメージなしに、社会的動物としての人間が存在することはありえない。それゆえホブズのような原子論的な個人主義は、テイラーにしてみれば虚偽にすぎない。自由かつ水平的にふるまう集合的な行為主体として、広範な層の人々がみずからを想像するようになったこと、ここにこそテイラーは近代社会の特質を見出す。こうした議論の枠組みに従うならば、強大な主権国家が社会内部のヴァイオレンスを手なづけ、これをゲヴァルトの内部に回収するという構図だけでは、近代社会の生成・展開・変容をとらえきれないことになる。

(8) こうした議論の構えからテイラーは、共同体主義者（コミュニタリアン）と呼ばれることも多いが、そのことの当否についてはここでは措いておく。しかし、かりに「われわれ」という集合的な行為主体に主に照準が当てられるのだとしたら、「われわれ」でない他者の存在がテイラーの議論に入ってくる余地は、はたしてあるのか。あるいは、シュミットのいう「友／敵」の対立関係のような局面は、テイラーの「政治的なもの」の概念から排除されてしまうのか。この問いはテイラーにあっては近代社会における包摂／排除の〈暴力〉の問題として位置づけられ、課題として受け止められているといえるだろう。テイラーによれば、世俗化した近代社会にはなおも宗教的な要素が存在しており、これが共同体の凝集を可能にするとともに、この凝集を脅かす者へのスケープゴートの暴力を引き起こすという。この議論の背景にはR・ジラールの理論があるが、これを近代の社会秩序との関連で論じた点にテイラーの議論の意義があるといえる。つまりテイラーの議論の枠組みでは、水平的で互恵的な関係を「想像」する集合的な行為主体が措定されたうえで、そうした行為主体自身によって包摂／排除の〈暴力〉が生み出される局面が重視されている、ということである。

(9) 近代の「主権」概念の根底に「友／敵」の対立を措定するC・シュミットの議論には、それを駆動させる主体の心的機制の分析が欠けていた。一方、心的機制に目を向けるホ

ルクハイマーらの議論では、近代固有の暴力が後景に退いてしまうきらいがある。それにといて、ジラールの暴力論を近代の水平的な社会秩序に重ね合わせるテイラーの議論には、シュミットとホルクハイマーらの議論とを架橋したうえで、近代社会に固有の暴力を分析しようとする視座が認められる。ここから示唆されるのは、近代において「宗教」の占める重要性である。シュミットの議論も「神学」との関連で再検討することが必要となるだろう。この点を残された課題としつつ、テイラーの議論についてはひとまず論文のかたちでまとめることを予定している。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計0件)

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計3件)

- ① 井上俊・伊藤公雄編『社会学ベーシックス9—政治・権力・公共性』(世界思想社、2011年3月)、*執筆分担：上野成利「3友と敵—C・シュミット『政治的なもの』の概念」23～32頁
- ② 上野成利訳、チャールズ・テイラー著『近代 想像された社会の系譜』(岩波書店、2011年2月)、全326+vii頁
- ③ 市野川容孝・小森陽一編『思考のフロンティア—壊れゆく世界と時代の課題』(岩波書店、2009年3月)、*執筆分担：「第三章 暴力と自由のあいだ—近代の主権パラダイムをどう超えるのか」、上野成利「基調報告」97～101頁、上野成利・市野川容孝・小森陽一・杉田敦「討論」102～143頁

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

上野 成利 (UENO NARITOSHI)

神戸大学・大学院国際文化科学研究科・教授
研究者番号：10252511

(2) 研究分担者

(3) 連携研究者